

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第十条の三（略）</p> <p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出）</p> <p>第十条の四 法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>二～五（略）</p> <p>第十一条・第十二条（略）</p> <p>（届出書の提出部数等）</p> <p>第十三条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の</p>	<p>第一条～第十条の三（略）</p> <p>（特定粉じん排出等作業の実施の届出）</p> <p>第十条の四 法第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の四による届出書によつてなければならない。</p> <p>2 法第十八条の十五第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>二～五（略）</p> <p>第十一条・第十二条（略）</p> <p>（届出書の提出部数等）</p> <p>第十三条 法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等について行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができ</p>

工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。

第十三条の二、第十六条の三 (略)

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十七条・第十八条 (略)

(立入検査の身分証明書)

第十九条 法第二十六条第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

第二十条・第二十一条 (略)

別表第一 (第三条関係) ～ 別表第六 (第十六条関係) (略)

別表第七 (第十六条の四関係)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
三	の項に掲	イ 特定建築材料の除去を行う場所 (以下「

る。

第十三条の二、第十六条の三 (略)

(作業基準)

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十七条・第十八条 (略)

(立入検査の身分証明書)

第十九条 法第二十六条第三項の証明書の様式は、様式第八のとおりとする。

第二十条・第二十一条 (略)

別表第一 (第三条関係) ～ 別表第六 (第十六条関係) (略)

別表第七 (第十六条の四関係)

一	令第三条の四第一号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
三	の項に掲	イ 特定建築材料の除去を行う場所 (以下「

<p>けるものを除く。)</p>	<p>作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 口 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 八 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 二 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>	<p>二 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 口 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 八 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
<p>けるものを除く。)</p>	<p>作業場」という。)を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 口 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 八 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 二 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>	<p>二 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、令第三条の三第二号に掲げる建築材料を除去する作業であつて、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 口 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 八 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>

<p>の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>四 令第三条の四第二号に掲げる作業</p>
	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措</p>

<p>の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>四 令第三条の四第二号に掲げる作業</p>
	<p>作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置</p>

	<p>置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
<p>様式第一～様式第三の三 (略)</p>	<p>様式第三の四</p>
<p>様式第四～様式第七 (略)</p>	<p>届出様式</p>
<p>様式第八</p>	

	<p>を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は一の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>
<p>様式第一～様式第三の三 (略)</p>	<p>様式第三の四</p>
<p>様式第四～様式第七 (略)</p>	<p>届出様式</p>
<p>様式第八</p>	

身分證明書樣式

身分證明書樣式